

届出に必要な書類一覧

		必 要 書 類	建築物の 場 合	建築物で ない場合	解説頁	
設 置 関 係	1	設置届出書	2	2	P.7	
	2	駐車施設等の概要	3	3	/	
	3	地形図(駐車場の位置を標示したもの) 1/10,000 以上	3	3		
	4	平面図(平面式の場合) 1/200 以上	3	3		
		平面図(建築物の場合は各階) 1/200 以上 ① 路外駐車場の区域を標示したもの ② 付近の道路及び駐車場法施行令第7条で定める部分 が記入されたもの ③ 一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用 に供される部分の範囲 ④ 屈曲部、傾斜部の詳細(寸法)が記入されたもの	3	3		
		5	立面図 2面以上 1/200 以上	2		/
		6	断面図 2面以上 1/200 以上	2		
	7	建築確認通知書の写	2			
	8	建築検査済証の写	2			
	9	機械式駐車装置の場合 (ターンテーブルを除く) 大臣認定書の写	2	2		
10	管理規程届	2	2	P.12		
11	業務(管理)委託契約書写(委託する場合のみ)	1	1	/		

- ※ 1 届出書類3部のうち1部は警視庁提出分となります。
 2 書類はA4の大きさ(平面図等で大版のものは折る)で提出してください。
 3 折った図面を他の書類と重ねて綴じる場合は、図面の下部を合わせてください。

変更届出に必要な書類一覧

変 更 の 内 容	路外駐車場 設置変更届	管理規程 一部変更届	添 付 書 類 等
管理者の変更(名称変更含む) ※代表者のみの変更については不要	○	○	
管理者の住所等の変更	-	○	
駐車場の名称の変更	○	○	
駐車場の位置の変更 (町名地番変更によるもの)	○	△	管理規程に所在を掲載している場合は、管理規程一部変更届も必要
規 模 } 構 造 } の変更 設 備 }	○	-	変更事項に係る図面及び指示されたもの
附帯業務の変更	○	○	
従業員の数の変更	○	-	
駐車料金の変更	-	○	理由書及び指示されたもの
供 用 時 間 } 供 用 契 約 } の変更 省令で定められた事項 }	-	○	

- 注) 1 設置変更届は法第12条、管理規程一部変更届は法第13条の規程に基づきます。
 2 必要書類は添付書類を含め2通(出入口変更の場合は3通)提出してください。
 3 設置変更届は所定の用紙を、管理規程一部変更届には所定の様式を用いてください。
 4 路外駐車場設置変更届(規模・構造・設備の変更は除く)、管理規程一部変更届等の変更届は、郵送・FAX・メールでも承ります。
 5 副本交付に際し郵送をご希望の場合は、返信用封筒(切手貼付)のご用意をお願いします。

路外駐車場届出事務処理フロー

